

非FIT非化石電源に係る認定 についての事業者説明資料補足 (非FIT再エネ証書の需要家間の融通に 関する例外的取り扱い)

2025年4月17日

- 1. 非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取り扱いについて**
- 2. 需要家間の融通に関する例外的取り扱いに係る証跡の提出について**

非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取り扱いについて

令和6年12月
第98回 制度検討作業部会
資料6より

非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い（1 / 2）

- 発電事業者と需要家間の非FIT非化石証書（再エネ指定）の直接取引は、需要家自身が積極的に非化石エネルギーを調達することができるよう、新たな調達手法の環境整備として認められた。
- その際、小売電気事業者間では非FIT非化石証書の転売が禁止されていること、また、**需要家自らの再エネ調達手段の確保という制度趣旨を踏まえ、需要家間の融通についても、そうした取引が行われることは想定していなかった。**
- こうした考えの下、現状は、直接取引を行う需要家ごとに口座開設を求めるとともに、非化石価値の取引システム上も、**直接取引で取得した証書は、取得した需要家のみ利用可能**（当該需要家名義でのみ利用確定処理が可能）な仕組みとなっている。
- 一方で、調達の効率化や与信面などを理由に、**グループの親会社が調達した非FIT非化石証書を、グループ内の他社に融通したいという要望**が複数寄せられている。

非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取り扱いについて

令和6年12月
第98回 制度検討作業部会
資料6より

非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い（2／2）

- 非FIT非化石証書は、高度化法の義務達成のために設けられた制度であるが、これまで、**需要家自らによる非化石エネルギーの調達を可能とするため、一定の場合に、需要家による直接取引を認めてきた。**
- こうした制度改正の経緯を踏まえれば、実質的に、需要家自らの非化石エネルギーの調達であると考えられる場合には、厳格に、一需要家に一口座の開設を求めることなく、例えば、**親会社の口座で管理された証書を子会社も利用可能とするといった運用を認めることとしてはどうか。**

※1 ただし、小売ライセンスを保有する需要家に対する融通は、非FIT非化石証書の小売への転売に該当するため、不可とする。

※2 また、小売ライセンスを保有する需要家から他社に融通した非FIT非化石証書は、高度化法の義務達成には使用不可とする。

※3 2024年8月のシステム改修に伴い、証書の利用確定処理が必須化された。それによって、本運用を認めた場合でもダブルカウントは防止可能。

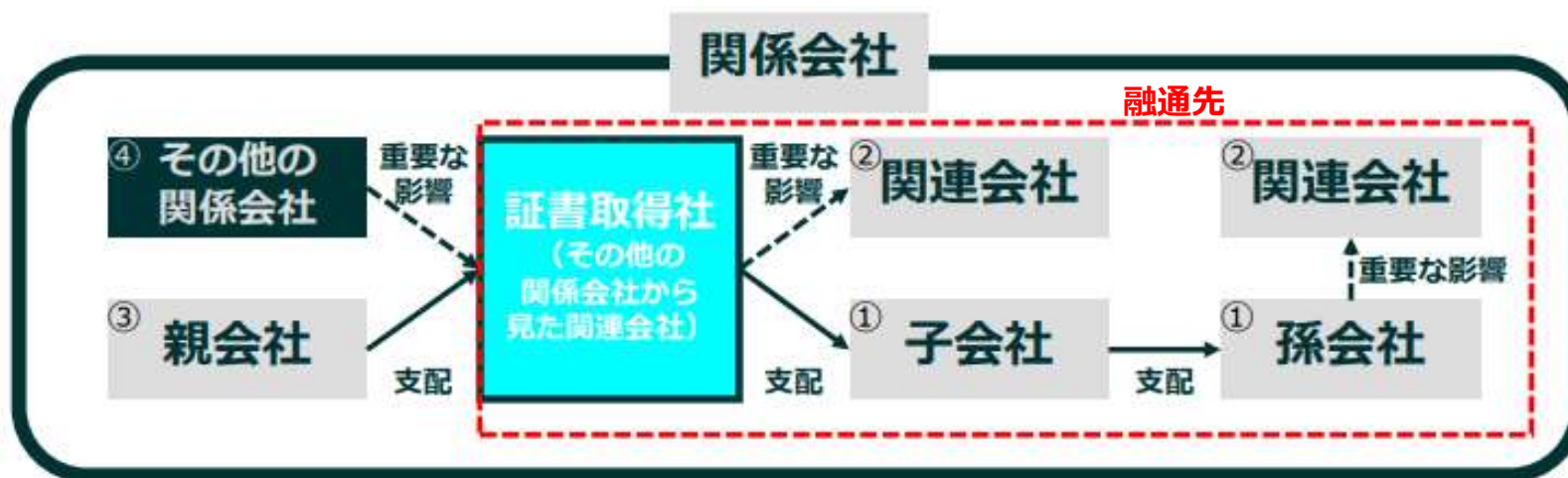
※4 なお、需要家等が非化石証書を取得する際の会計・税務上の取扱いについての基本的な考え方は、第57回制度検討作業部会（2021年9月24日）において示されているところであり、今後もその考え方が変わるものではないと考えられる。

非FIT非化石証書の融通先となる需要家について

- 第98回 制度検討作業部会での検討を踏まえて、25年1月発電分より、需要家間の融通に関する例外的取り扱いを開始致します。
- 融通先となるグループ会社の定義は下記となります。グループの親会社が直接取引の需要家側当事者となることが一般的となることを鑑みて下記範囲を対象と致します。

融通先となる 需要家条件※1

- ① 非化石証書を取得した会社の、会社法上の子会社
- ② ①に加え、会社会計規則上の関連会社



※1 ③親会社や④会社計算規則上の関係会社については今回の融通先対象外

(参考) 親会社、子会社、関連会社、関係会社について

- ①～④の定義は下記の通りとなります。

- ① **会社法第2条第3号：子会社** 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社
がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- ② **会社会計規則第2条第3項第21号：関連会社** 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して
重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。
- ③ **会社法第2条第4号：親会社** 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配してい
る法人として法務省令で定めるものをいう。
- ④ **会社会計規則第2条第3項第25号：関係会社** 当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該
株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

非FIT非化石証書の融通を可能とする方法について

- 非FIT非化石証書の融通方法は下記となります。
- 融通を行う需要家の口座から利用確定処理（証書化）を実施し、グループ会社に証書を融通することとなります。
- 融通を受けるグループ会社はJEPX口座を開設する必要はありません。

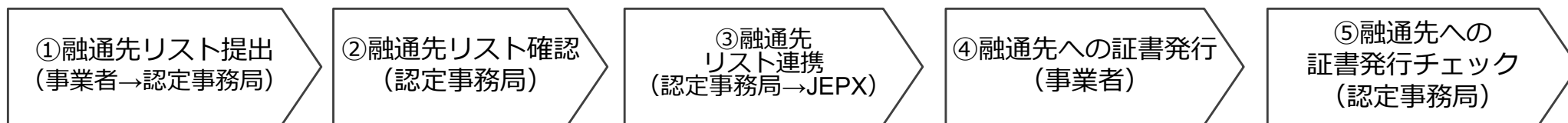


1. 非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取り扱いについて

2. 需要家間の融通に関する例外的取り扱い実施方法について

非FIT非化石証書の融通方法について

- 非FIT非化石証書を他社へ融通するプロセスは下記となります。（なお**本手続きは需要家直接取引に係る様式提出が完了していることが前提**となります。需要家直接取引に係る設備の認定条件につきましてはWebサイトより事業者説明資料でご確認下さい）
- 融通先となる関係会社のリストを非FIT認定事務局へ提出します。
- 事務局確認完了後、JEPX口座管理システムから、「他社利用」で証書を発行することで、非FIT証書を融通することができます。
- なお、JEPX口座管理システム上では、リスト内の事業者のみ融通できるといったシステム制限はかけないため、リストに無い事業者に対する融通を実施した場合、証書を取消すといった対応を実施する可能性があります。



・リスト提出

① 融通先リスト提出について

- 直接取引で入手した非FIT非化石証書を融通するにあたり、事務局に対して融通先となる事業者リストを提出します。
- 入力項目は下記となります。
- 提出はポータルサイトで実施頂くか、もしくはメール（non_fit@ml.biprogy.com）で提出ください。

■ 登録時入力項目

- ・事業者名
- ・法人番号
- ・担当者所属部署
- ・担当者名
- ・担当者メールアドレス
- ・申請日 - 申請を実施した日を記入ください

■ 融通先事業者情報

- ・事業者名
- ・法人番号
- ・申請事業者との関係※1

※1 融通先事業者の条件はP4の通りとなります。

① 融通先リスト提出について

- 融通先事業者リストは下記となります。フォーマットはWebサイトからDLください。前ページに記載した入力項目を記載し、提出ください。
- 申請事業者との関係については、申請者がP5記載の子会社、関連会社の定義を確認し、その定義に当てはまる事業者名を記載していることを誓約し、チェックを入力ください。

■ 融通先事業者リスト

非FIT直接取引融通先申請書			
事業者名			
法人番号			
担当者所属部署			
担当者名			
担当者メールアドレス			
記入日			
☐ 非FIT直接取引で需要家間融通を実施するにあたり、下記事項を誓約される場合は必ずチェックを入れてください。 ※チェックが無い場合には、非FIT直接取引における需要家間融通はできません。			
1. 下記に記載する融通先事業者との関係は①子会社、②関連会社であることを保証します。 <u>子会社、関連会社の定義は下記</u> ①子会社とは会社法第2条3号で規定される会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう ②関連会社とは会社が他の会社等の財務および事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。			
下記に直接取引で入手した非FIT証書を融通する事業者についての情報を入力して下さい。			
No	融通先事業者		
	事業者名	法人番号	申請事業者との関係
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

※ 融通先事業者リストのフォーマットは非化石電源認定ポータルサイトよりダウンロード可能となります。
 (「発電事業者-需要家間における直接取引について - 提出様式ダウンロードはこちらからという記載があるリンクからダウンロードください)

②融通先リスト確認について

- 提出された融通先事業者リストは事務局で確認致します。
- 確認が完了次第、融通先事業者リストに記載されたメールアドレスに申請が完了したことを通知致します。

④ 融通先への証書発行について

- 融通先事業者への証書発行については、JEPX非化石価値取引システム上で実施します。
- 需要家の融通となるため、「他社利用」「需要場所」で証書化処理を実施ください。※
- なお、システム上では②で提出した融通先事業者のみ証書発行できるといったような制御はかからないため、間違いなくリストに記載した事業者へ証書発行を実施ください。

③ 非化石証書を利用する（証書化）

■ナビメニュー

- 口座管理
- 口座残高照会
- 非化石価値照会
- 非化石証書発行
- 非化石証書照会

■非化石証書発行画面（1/4）

非化石証書発行：入力

2023年度分の非化石証書発行は、2024/06/30 まで可能です。
非化石証書上の商品コードから登録済の非化石証書トラッキング簿帳を参照できるようになるまで時間がかかる場合があります。
登録済の非化石証書をご利用いただく場合は、あらかじめお申込みをもって非化石証書発行いただくようお願いいたします。

基本情報入力

融通先 自社 他社

証書種別 需要場所 電力メニュー

対象年度* 2023年度

商品*

証書化には以下の方法がある。

自社利用

- 需要場所
- 電力メニュー

利用者が小売電気事業者の場合のみ

他社利用

- 需要場所
- 電力メニュー

利用者が小売電気事業者の場合のみ

商品「FIT」で仲介業登録のある者のみ

証書化する商品を選択して下さい。

※ 1 JEPX非化石価値取引システム利用ガイド P12非化石証書の利用 説明資料赤枠で注釈があるが、今回の需要家間融通は非FITで実施可能です。
(https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/Guide_NF.pdf?timestamp=1741681622599)

※ 2 融通先事業者への証書発行処理については非化石価値取引システム上で2025年6月下旬以降を目途に実施可能となる予定です。

⑤ 融通先への証書発行チェック

- 非FIT証書に関して需要家間での融通したものについては、認定事務局でチェックを実施します。
- リストに記載した事業者以外に証書発行した場合は当該証書を取消、証書発行分についても口座から削除する対応を実施する可能性があります。